

第1回
臨時会
(2月7日)

玉村町在住の住民2名を原告とし、玉村町長 貫井孝道を被告とする損害賠償請求行為請求事件（住民訴訟）の判決が、平成25年1月25日に前橋地方裁判所から言い渡されました。

この住民訴訟は、平成21年に行われた町税滞納処分に関する裁判において、町長が一審勝訴後に相手方と和解し、それを専決処分によって決定したことに対して、原告が被告に和解金の返却や訴訟費用の全額負担などを求めているものです。

今回の判決理由に不服があるとし、玉村町長 貫井孝道を控訴人として、東京高等裁判所に控訴する訴えの提起が町長から提案されました。

被告である町長が判決に不服ありとして控訴する場合には、議会の議決を得なければなりません。

また、この裁判費用及び保育所の遊具入れかえ工事を含む補正予算が提案されました。

裁判の判決理由を不服として、町長は控訴を判断
関連議案を賛成多数（賛成8・反対7）で可決

反対です

判決どおり、町に62万円などの金額と被告・原告の弁護士費用を支払い、町長としての職務遂行に専念すべきである。どうしても控訴したいのであれば、町長の職を辞任して、私人として行うべきである。

町田宗宏 議員

町長は、過去に税滞納者と和解した理由を、これ以上裁判費用をかけ長期にわたって争っても得ることがないと説明してきた。控訴により裁判を続ければ、今までの言い分を否定することになる。また、このような混乱した事態を続けることが、本当に町民のためになるのか。

備前島久仁子 議員

行政の基本は、公平・公正が大前提である。過去の裁判の経緯を見る限り、控訴は認められない。

村田安男 議員

判決文に関しては、誤認の要素はないと思う。これ以上町を混乱させることのないよう、町長の判断によって過失を認めるのが相当と考える。

川端宏和 議員

ことの発端や、過去の裁判の経緯を鑑みると、控訴を認めるわけにはいかない。あとは町長が私人として、解決願いたい。

笠原則孝 議員

賛成です

訴えの主因である税滞納者への和解金の支払いについては問題としておらず、和解金支払いに係る予算手続きを違法とする判決になっている。

この手続きは多くの自治体で行われている方法であり、違法とされれば、過去に同様の手続きで行われた予算執行がすべて違法となり、影響ははかり知れない。この点を明確にする必要があり、控訴は当然と考える。

原 幹雄 議員

〔平成25年 第1回臨時会 審議結果と賛否内訳〕

○賛成 × 反対

議案名	結果	笠原孝	石内雄	原幹雄	柳浩	沢一	齊嘉	藤和	筑井あけみ	井久仁子	三友美恵子	町宗	田宏	川宏	端和	村安	田男	高茂	橋樹	宇津木宣	石眞	川男	島榮	田一	浅武	見志
		訴えの提起	原案可決	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
平成24年度一般会計補正予算	原案可決	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長

※ 賛否が分かれた議案のみ内訳を掲載しています